

令和 7 年度随意契約による発注予定の契約情報

令和 7 年 6 月 5 日現在

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約の方法により発注を行う予定の契約に係る情報を次のとおり公表します。

なお、内容については、公表時における概要であり、今後変更となる場合があります。

実施機関名 十勝総合振興局総務課

買い入れ若しくは借り入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量	当初	木製玩具の購入 プルトイ いぬ（大） 1 個 プルトイ くる鈴かたつむり 1 組 プルトイ パズルボックス 1 組
	変更	1 木製玩具の購入 プルトイ いぬ（大） 1 個 プルトイ くる鈴かたつむり 1 組 プルトイ パズルボックス 1 組 2 印刷物の製造 長 3 封筒 8, 0 0 0 枚
契約を締結する時期	当初	令和 7 年 4 月
	変更	1 令和 7 年 4 月（物品の購入 1 回目） 2 令和 7 年 6 月（印刷物の製造 1 回目）
契約の相手方の選定方法	当初	特定随意契約に係る登録名簿に記載された者から 1 者を選定する。
	変更	
その他	当初	納品場所：十勝総合振興局総務課 納期限：令和 7 年 5 月 9 日
	変更	納品場所：十勝総合振興局総務課 納期限：令和 7 年 5 月 9 日（物品の購入 1 回目） 納期限：令和 7 年 6 月 30 日（印刷物の製造 1 回目）

- 注 1 発注予定について変更があった場合は、変更後の事項及び変更年月日を「変更」欄に記載するものとする。
- 2 「契約の相手方の選定方法」欄には、特定の 1 者を契約の相手方として選定するのか、指名した者又は公募に応募した者の中から契約の相手方を選定するのかの区分を記載すること。
- 3 「その他」欄には、契約の履行について参考となる事項（契約の履行場所（納品場所）、契約期間（納期限）等）を、必要に応じて記載すること。
- 4 運用方針第 3 節（随意契約）関係の 1 の規定により財務規則第 162 条の 3 の規定を準用して行う公表に使用する場合には、「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 ○ 号」を「北海道財務規則の運用方針（「北海道財務規則の運用について」（昭和 45 年 4 月 1 日付け局総第 230 号総務部長、副出納長通達）第 3 節（随意契約）関係の 1 の（○）」に「買い入れ若しくは借り入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量」を「（契約の目的物）の名称及び数量」に改めて使用すること。

随意契約により締結する契約の内容等

令和 7 年 6 月 5 日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約の方法により締結する契約の内容を次のとおり公表します。

実施機関名 十勝総合振興局総務課

買い入れ若しくは借り入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量	印刷物の製造 長 3 封筒 8, 0 0 0 枚
契約を締結する時期	令和 7 年 6 月
契約の相手方の選定方法	特定随意契約に係る登録名簿に記載された者から 1 者を選定する。
契約の相手方の選定基準	1 件の金額が 3 0 万円未満の契約であること。また、『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律』に基づく道の調達方針』に従い、特定随意契約に係る登録名簿登録者から選定した。
応募する者に必要な資格	
応募の方法及び期限	
その他	納品場所：十勝総合振興局総務課 納期限：令和 7 年 6 月 30 日

~~上記（○年○月○日付け記号番号により公告した）~~契約の締結状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 5 日

契約を締結した年月日	令和 7 年 6 月 5 日
契約の相手方の氏名及び住所	社会福祉法人 更葉園
契約金額	8 2, 7 2 0 円
契約の相手方を選定した理由	少額による 1 者選定

- 注 1 「契約の相手方の選定方法」欄には、特定の 1 者を契約の相手方として選定するのか、指名した者又は公募に応募した者の中から契約の相手方を選定するのかの区分を記載すること。
- 2 「その他」欄には、契約の履行について参考となる事項（契約の履行場所（納品場所）、契約期間（納期限）等）を、必要に応じて記載すること。
- 3 契約の相手方が法人である場合は、「契約の相手方の氏名及び住所」欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 指名した者の中から契約の相手方を選定した場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に、当該指名した者の氏名及び住所（当該者が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を付記するほか、見積書の徴取により選定した場合にあっては見積合わせの結果を、契約履行提案書により選定した場合にあっては指名選考の過程及びその理由を付記すること。
- 5 1 件の予定価格が 30 万円未満の契約の場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に「少額による 1 者選定」等と記載して差し支えない。
- 6 公募に応募した者の中から契約の相手方を選定した場合は、「契約の相手方を選定した理由」欄に、当該公募に応募した者の氏名及び住所（当該者が法人である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を付記すること。
- 7 運用方針第 3 節（随意契約）関係の 1 の規定により財務規則第 162 条の 3 の規定を準用して行う公表に使用する場合には、「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 ○ 号」を「北海道財務規則の運用方針（「北海道財務規則の運用について」（昭和 45 年 4 月 1 日付け局総第 230 号総務部長、副出納長通達）第 3 節（随意契約）関係の 1 の（○）」に「買い入れ若しくは借り入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量」を「（契約の目的物）の名称及び数量」に改めて使用すること。